教育長退任のごあいさつ

前　教育長　齊藤（さいとう）　公拓（きみひろ）

このたび任期満了をもって退任することと致しました。任期中は町民の皆さんをはじめ、多くの関係の皆さんのご理解とご支援を賜りましたこと、衷心より感謝申し上げます。

この間、「大津町教育基本構想：夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育の実践」を根底に据え、「教育は国家百年の大計」の基本認識のもと、「学校教育・家庭教育・社会教育の3本の柱」の連携を図り、子どもには「日常生活の中での小さな成功体験の積み重ねにより自信を持たせ、それを次へ挑戦する意欲」に結びつかせ、「自己肯定感や自己有用感」を高めると共に、保育園・幼稚園・小学校・中学校・県立学校の相互のつながりを意識した教育を展開してきました。

その矢先の熊本地震でした。幸いにも子どもの人的被害はありませんでしたが、施設は甚大な被害を受けました。そのような中、職員や業者の皆様の献身的なご尽力により、卒業式を無事執り行うことができました。懐かしい学び舎での旅立ちは、卒園生・卒業生にとっての良き思い出になったことでしょう。大津町運動公園の施設も3月中には復旧を終えます。人工芝への改修を終えた多目的広場ともども、多くの町民の皆さんをはじめ町外の皆さんにもご利用いただきたいと思います。

さらに、グローバル化の進展する次代に活躍する人材育成のため、姉妹都市へイスティングズに加え、台湾高雄市との交流を積極的に進め、英語力向上のための補助制度も創設しました。

町勢の発展を支える柱の一つが「教育と子育て」です。町民の皆さんのご多幸と大津町の益々の発展を心より祈念申し上げまして、退任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

教育長就任のごあいさつ

教育長　吉良智恵美（きらちえみ）

このたび教育長に就任しました吉良智恵美です。昨年3月末、校長として4年間勤めた大津小を最後に定年退職しました。

教職生活の最後を母校で勤務できたことは大変うれしいことでしたが、改めて38年間を振り返りますと、社会情勢や環境の変化、とりわけ知識・情報・技術をめぐる変化の大きさには、驚かされます。

今後もなお急速に変化するであろう予測不可能な未来社会ですが、子どもたちには、自立的に生き、持続可能な社会の創り手として、社会の形成に参画してもらうことが期待されています。学校現場では、そのような資質・能力を一層確実に育成するための新学習指導要領の全面実施に向け、来年度より小学校から順次、教育課程の移行期間に入っていきます（幼稚園は、30年度から全面実施）。この新学習指導要領は、改訂の基本を「社会に開かれた教育課程」「深い学びに支えられた確かな学力の育成」「道徳教育の充実等による豊かな心や健やかな体の育成」としていますが、これは大津町教育基本構想の基本理念である「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える教育実践～生きる力を身につけ、よき社会の形成者として未来を拓く子どもの育成」と、軌を一にするものであると受け止めます。

大津町の学校教育の実績の上に立ち、学校・家庭・地域が密接に連携しながら、子どもたちの内なる可能性を見い出し育み、町の未来を支える人材となしていきたいものです。全職員が志を一つにした時の「学校力」の高まりや力強さ、保護者・地域・関係機関との連携が学校に与える心強さ、そこに育まれる子どもたちの「豊かな心」。全ての学校で「協働・連携・創造」をキーワードにした教育活動の充実を図り、大津町の教育の「よさ」としていきたいと思います。齊藤前教育長同様、皆さんのご理解とご支援をよろしくお願いします。

新教育委員会制度の概要

●問い合わせ　役場学校教育課　学務係　☎096(293)3349

平成27年４月１日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育委員会制度が変わりました。町教育委員会では、下記の①、②については、法律の経過措置に基づき、前教育長の任期満了まで旧制度の体制を継続していましたが、 今回の教育長の就任に伴い、新制度へ移行することになります。

新制度における主な改正点

1 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

旧制度では、町長が議会の同意を得て教育委員を任命し、教育委員会が委員の中から教育長を任命していました。新制度では、町長が議会の同意を得て教育長を任命し、**教育委員長と教育長を一本化**した新たな責任者として教育長が置かれることになります。**任期は３年です。**

新教育長の設置により、町長の任命責任と教育行政における第一義的な責任者が教育長であることが明確になります。

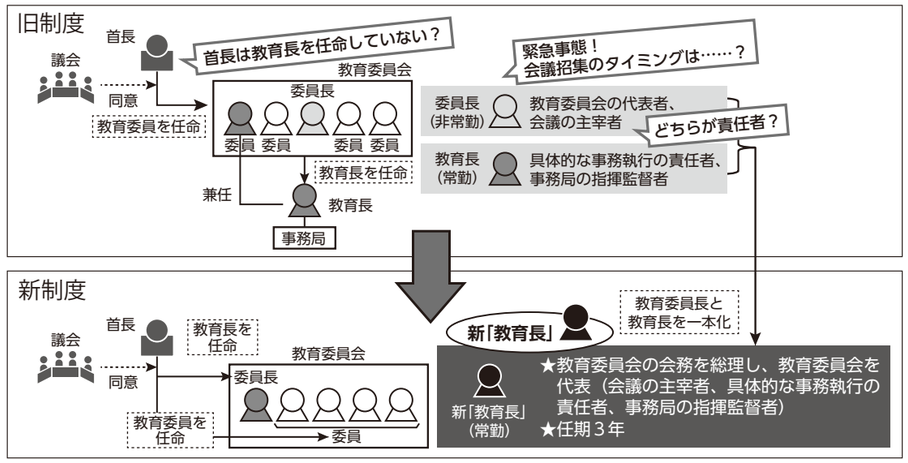

2 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

教育委員によるチェック機能の強化のため、教育委員定数の１/３以上から会議の招集を請求できます。また、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定されました。

3 町長と教育委員会が協議・調整する場として「総合教育会議」を設置

町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有しながら教育行政を推進するため、総合教育会議を設けることとされました。主に、教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒の生命・身体の保護など緊急の場合の対応などを協議する場です。町では、平成27年度から平成29年度まで毎年１回開催しています。

4 教育に関する「大綱」を町長が策定

町長は、総合教育会議で協議・調整された「大綱」（教育の目標や施策の根本的な方針）を策定します。町長、教育委員会は、策定した大綱に基づき、それぞれの所管する事務を執行します。町では、この大綱は大津町振興総合計画をもって充てるとしています。